

会員規約（法人用）

第1章 総則

第1条（法人会員とカード使用者） 1. カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCBクレジットカード取引システム」という。）に当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、企業、団体または個人事業主（以下「法人等」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等を法人会員といたします。 2. 法人会員が予めクレジットカード（以下「カード」という。）の使用者として指定し、本規約を承認のうえ法人会員とともに申し込み、両社が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といたします。 3. 法人会員とカード使用者を会員といたします。 4. 法人会員は、カード使用者の債務の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を負うものとします。 5. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。 6. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用限度額、利用範囲、利用方法等が異なります。なお、会員区分は、法人会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、変更することができます。

第2条（連帯責任） 1. カード使用者は第3条第1項に基づき貸与される自己のカードのショッピング利用（第21条に定めるものをいう。）に基づく債務についてのみ責任を負うものとします。ただしカード使用者のうち、代表権を有する方または個人事業主は法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。 2. 連帯保証人は、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。

第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1. 当社は、会員に両社が発行するカードを貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。 2. カード上にはカード使用者氏名、会員番号、カードの有効期限等（以下「カード情報」という。）が表示されています。カードはカード上に表示されたカード使用者本人以外には使用できません。 3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、譲渡、担保提供すること、またはカード情報を使用させることを一切してはなりません。

第4条（カードの再発行） 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等により会員が希望し、両社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第5条（カードの機能） 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章（ショッピング利用、キャッシングサービス）に定める機能を利用することができます。カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

第6条（付帯サービス等） 1. 会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」という。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。 2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。 3. 会員は、当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

第7条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に表示された年月の末日までとします。 2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第8条（暗証番号） 1. カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）を両社に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録します。 2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用代金はすべて会員の負担とします。 3. カード使用者は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第9条（年会費） 会員は当社に対し、別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。なお、すでにお支払い済みの年会費は、退会または会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

第10条（届出事項の変更） 1. 会員が両社に届け出た法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号、お支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、暗証番号、カード使用者等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければならないとします。 2. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第11条（本人確認法） カードによっては、当社が金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づき、法人会員に対して本人確認を行う場合があり、本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、キャッシングサービスの利用を制限することがあります。

第12条（業務委託） 会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

第2章 会員情報の取り扱い

第13条（会員情報の収集、保有、利用、預託） 法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、当社またはJCBが本条(1)に定める会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)与信業務のために、以下の会員等に関する情報（以下「会員情報」という。）を収集、利用すること。①法人名、法人代表者、連帯保証人、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第10条に基づき届け出た事項。②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第10条に基づき届け出た事項。③入会申込日、入会承認日、利用限度額等、会員等と両社の契約内容に関する事項。④会員のカードの利用内容、支払い状況。⑤法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等、当社またはJCBが収集したカード使用者等のクレジット利用・支払履歴。(2)以下の目的のために、会員情報を利用すること。①カードの機能、付帯サービス等の提供。②マーケティング活動、商品開発。③当社、JCBまたは加盟店（第21条に定めるものをいう。）等の営業案内。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）(3)当社またはJCBが会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、会員に共同利用会社のサービス等を提供するため、本条(1)①、②および③の会員情報を共同利用すること。（共同利用会社および提供サービスは本規約末尾に記載のとおりです。）(4)当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

第14条（個人情報情報機関の利用および登録） 1. カード使用者等は、当社またはJCBが利用・登録する個人情報情報機関について以下のとおり同意します。(1)会員等の与信判断、与信管理のために、当社またはJCBが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、カード使用者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。(2)カード使用者等の取引事実に基づく個人情報が加盟個人情報情報機関に所定の期間登録され、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のためにこれを利用すること。 2. 加盟個人情報情報機関および当該機関に登録する情報ならびに提携個人情報情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報情報機関とします。なお、当社またはJCBが新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知するものとします。

第15条（会員情報の開示、訂正、削除） 1. 会員等は、当社、共同利用会社および加盟個人情報情報機関に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。(1)当社および共同利用会社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ(2)加盟個人情報情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人情報情報機関へ 2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条（会員情報の取り扱いに関する不同意） 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第13条(2)③に定める当社、JCBまたは加盟店等の営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第17条（入会申込の事実の利用） 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかなを問わず、第13条および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第3章 ショッピング利用、キャッシングサービス

第18条（標準期間） 本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。

第19条（利用限度額） 1. 当社は、会員に対して、カード利用限度額およびキャッシング利用限度額（以下総称して「利用限度額」という。）を別途通知します。また、当社は、会員のカード利用状況および信用状況等に応じて、利用限度額を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額されません。 2. 会員は、利用限度額を超えてカードを利用した場合においても当然に支払い義務を負うものとします。 3. 会員が当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社から複数枚のJCBカードの貸与を受けた場合には、原則としてすべてのJCBカード（ただし、一部のJCBカードは除きます。）の合計利用限度額は、会

員が保有するカード枚数にかかわらず各カードごとに定められた利用限度額のうち最も高い額がそれぞれ適用されるものとします。ただし、各JCBカードにおける利用限度額は、当該カードに定められた額を限度とします。

第20条（手数料率、利率の計算方法等） 1. 手数料率、利率（遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。）等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日とする日割方式による計算とします。 2. 当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率を変更することがあります。この場合、第39条にかかわらず、改定後の手数料率、利率は利用残高の全額に対して適用されます。

第21条（ショッピングの利用） 1. 会員は、カード使用者がJCB、JCBの提携会社および関係会社の国内および国外のJCBカード取扱加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことにより、商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という。）。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。 2. 通信販売等当社が特に認めた場合には、カード使用者は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 3. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、当該加盟店の要請により会員番号等の変更情報等を加盟店に通知されることを予め承認するものとします。 4. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当社に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当社が会員本人の利用であることを確認することがあります。 5. 当社は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また、貴金属、金券類、パソコン等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。 6. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、会員の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。

第22条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託） 1. 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。（1）加盟店から当社に対して債権譲渡すること。（2）加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。（3）加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。（4）加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。 2. 当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。（1）当社が加盟店に対して立替払いすること。（2）JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。（3）JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。（4）JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。 3. 商品の所有権は、加盟店から当社に債権が譲渡されたとき、または当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを、会員は承認するものとします。

第23条（ショッピング利用可能額等） 会員は、当月1日から約定支払日までは、カード利用限度額から当日のカード利用残高（前々月16日以降のショッピング利用代金およびキャッシングサービス借入金額の合計金額）を差し引いた金額の範囲内で、当月の約定支払日の翌日から末日までは、カード利用限度額から当日のカード利用残高（前月16日以降のショッピング利用代金およびキャッシングサービス借入金額の合計金額）を差し引いた金額の範囲内で、各々ショッピング利用をすることができます。ただし、約定支払日の到来していない2回払いのショッピング利用代金は、当該カード利用残高に含まれるものとします。

第24条（ショッピング利用代金の支払区分） ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払いのうちから、カード使用者がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払いは、当社より利用を認められたカード使用者のみ、当社が指定する加盟店において利用できるものとします。なお、2回払い取扱加盟店においてカード使用者が支払区分の指定をしなかった場合は、すべて1回払いを指定したものとして取り扱われます。

第25条（ショッピング利用代金の支払） 会員は、標準期間においてショッピング利用を行った場合、第22条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、以下のとおり支払うものとします。（1）1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、翌月の約定支払日。（2）当社より利用を認められたカード使用者が2回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。）を、翌月および翌々月の約定支払日。

第26条（キャッシングサービス） 1. 当社より利用を認められた法人会員は、以下の方法で当社よりキャッシングサービス（金銭の借入）を受けることができます。（1）カード使用者が国外の当社の指定する取扱場所において、カードを提示のうえ、取扱場所を通じて金銭を受領すること。（2）カード使用者が国外の当社の指定する現金自動支払機（以下「CD」という。）または現金自動預払機（以下「ATM」という。）においてカードおよび登録されている暗証番号を操作することにより金銭を受領すること。上記(1)(2)によるカード使用者の金銭の受領は、法人会員の代理人としてのキャッシングサービスの利用とみなします。なお、キャッシングサービスの利用方法については当社が指定する場合があります。 2. 法人会員は、標準期間において、キャッシング利用限度額の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。 3. 法人会員は、標準期間にキャッシングサービスを利用した場合、翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング手数料（各借入金に対してキャッシングサービス利用の翌日から約定支払日までの間当社所定の手数料を乗じた金額）を支払うものとします。なお、法人会員は当社所定の方法により、当該約定支払日の前に借り入れごとの全額を随時支払うことができます。 4. 国外におけるキャッシングサービスの利用方法、借入限度額およびキャッシング手数料は、国別に当社が定めるものとします。 5. 当社は、会員のカード利用状況および信用状況等に応じて、新たなキャッシングサービスの利用を中止することができるものとします。

第4章 お支払い方法その他

第27条（約定支払日とお支払い方法） 1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、ショッピング利用代金の各支払区分およびキャッシングサービスに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め会員が届け出た金融機関の預金口座、郵便貯金口座等（以下総称して「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、予め当社の承認があった場合は他の支払方法をもって口座振替の方法にかえることができます。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日の支払いとなることがあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には当該金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。 2. 会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、原則としてJCBの関係会社が加盟店等に債権譲渡代金等を支払った時点（会員がカードを利用した日とは異なることがあります。）のJCB指定金融機関等の為替相場を基準としたJCB所定の換算方法により、円換算した円貨により、会員は当社に対し支払うものとします。ただし、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該航空会社等により一旦異なる通貨に換算されたうえで、JCBがJCB所定の換算方法により円換算することがあります。

第28条（明細） 当社は、会員の約定支払額等（以下「明細」という。）を当月初め頃、会員にご利用代金明細書として、会員の届け出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第29条（遅延損害金） 会員が当社に対する約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、キャッシングサービスの手数料および遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、キャッシングサービスの手数料および遅延損害金等は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。 ・1回払い、2回払い 年14.60％ ・キャッシングサービス 年21.90％

第30条（支払金等の充当順序） 会員の当社に対する債務の支払いがその債務の全額に充たない場合には、支払金の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第31条（カード利用代金債権の譲渡の承認） 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を当社が信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

第32条（期限の利益の喪失） 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。(1)約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(3)差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。(4)破産、民事再生、会社整理、特別清算または会社更生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。(6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(7)会員資格を喪失したとき。

第33条（退会および会員資格の喪失等） 1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄するものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会といたします。ただし、本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務全額を直にお支払いいただくこともあります。なお、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。 2. 会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。また、会

員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとしします。(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)会員が本規約に違反したとき。(3)会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等カードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。3.第2項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。4.第2項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。5.当社は、第2項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと判断したときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第34条（カードの紛失、盗難による責任の区分） 1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は会員の負担とします。2.第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当社またはJCBに提出した場合、当社は、会員に対して当社またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金について、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。(1)会員が第3条に違反したとき。(2)会員の従業員、家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。(3)会員の故意または重大な過失によって紛失、盗難が生じたとき。(4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。(5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。(6)カード利用の際登録された暗証番号が使用されたとき。(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。(8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第35条（費用の負担） 会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関等の振込手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および公正証書作成費用等債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第36条（合意管轄裁判所） 会員は会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず法人会員の所在地またはカード使用者の住所地、当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第37条（準拠法） 会員と両社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第38条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用） 会員は、国外でカードを利用するに際して、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第39条（会員規約およびその改定） 会員規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来会員規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、会員規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

カード発行会社が㈱ジェーシービーの場合、会員規約が次のように変更されます。1.条文中の「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。2.第12条は適用となりません。3.第22条第1項(2)および第2項(2)は適用となりません。4.第22条第1項(4)が次のように変更となります。加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。5.第22条第2項(4)が次のように変更となります。JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いすること。6.第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

2004年9月16日現在
(KKH16・555・20040916)

<使用者支払型法人会員特約>

※本特約は、カードご利用代金お支払い口座に、カード使用者名義の口座をご指定の方に適用されます。

第1条（定義） 本特約および別途両社の定める会員規約（法人用）を承認のうえ申し込まれた法人等で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を使用者支払型法人会員といい、本特約は、使用者支払型法人会員および使用者支払型法人会員とともに入会を申し込んだカード使用者に適用されます。

第2条（カード使用者の届出事項の変更） カード使用者が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、お支払い口座、暗証番号等について変更があった場合は、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。

第3条（本人確認法） 当社が会員規約（法人用）に定める本人確認を行う場合は、会員規約（法人用）の規定にかかわらず、カード使用者に対して本人確認を行います。

第4条（キャッシングサービス） 会員規約（法人用）に定めるキャッシングサービスについて、会員規約（法人用）の規定にかかわらず、カード使用者自らが利用するものとします。なお、キャッシングサービスの条項における「法人会員」の記載は「カード使用者」と読み替えるものとします。

第5条（支払方法） 1.会員規約（法人用）に定める当社に対する会員の債務は、カード使用者のお支払い口座より約定支払日に口座振替の方法により支払うものとします。

2.第1項の債務が約定支払日に支払われなかった場合には、法人会員は当社所定の手続きに従い当該債務を弁済するものとします。

第6条（特約の優越） 1.本特約と会員規約（法人用）の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。

2.本特約に定めのない事項については会員規約（法人用）が適用されます。

(SSHT01・20030506)

<ご相談窓口>

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCBインフォメーションセンター
東京 ☎0422-76-1700 大阪 ☎06-6941-1700
福岡 ☎092-712-4450 札幌 ☎011-271-1411

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部 担当役員）を設置しております。

(GSH555・20040916)

株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14
☎0422-46-4670

(000・20030602)

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

- 株式会社ジェーシービー・トラベル
- 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
- ・提携サービス：旅行サービス等

(KRG777・20030602)

<加盟個人情報情報機関>

本規約に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）
- 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
- 0120-810-414
- 株式会社シーシービー（CCB）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
0120-4400-29
●全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館
03-3214-5020
●株式会社テラネット（テラネット）
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
03-3258-1025

登録情報および登録期間

	登録情報と登録期間
	入会申込した事実
CIC	当社が、利用（照会）した日より6ヵ月を超えない期間
CCB	
KSC	当社が、利用（照会）した日より1年を超えない期間
テラネット	当社が、利用（照会）した日より3ヵ月を超えない期間

＜提携個人信用情報機関＞

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。
●全国信用情報センター連合会加盟の信用情報機関
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
0120-441-481

(KSJKH777・20040916)

プレッツサービス規定

第1条（目的） 本規定は、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提供するプレッツポイントサービス（以下「本サービス」という。）の利用方法について定めたものです。本規定は、会員規約およびICカード規定（以下総称して「会員規約等」という。）に基づく会員のうち、当社およびJCB（以下「両社」という。）が本サービスの機能を有するアプリケーションを格納したICチップを一体として組み込んだICカード（以下「ICカード」という。）の発行を受けた方に適用されます。

第2条（総則） 1. 本サービスは、JCBおよびJCBの提携する会社（以下「提携会社」という。）で組織するプレッツ協議会の定めた規則等に従い、両社が提供するポイントサービスプログラムをいいます。 2. ICカードの発行を受けた会員（以下「プレッツ会員」という。）は、本規定を承認のうえ、本サービスを利用するものとします。 3. 両社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を、株式会社日本ポイントアネックス（以下「JPA」という。）に委託するものとし、本サービスに基づくプレッツポイント（以下「ポイント」という。）の管理に必要な業務はJPAが行います。 4. 第1項および前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に関する一切の責任は両社にあり、提携会社およびJPAは、本サービスの提供に関しプレッツ会員に対して何ら責任を負わないものとします。

第3条（ICカード） 1. 両社は、本サービスの利用に必要なアプリケーション等をICカード上のICチップに格納します。 2. 本サービスの利用にあたり、ICカードは、ICカード上に表示されたプレッツ会員本人以外の方は利用できません。 3. プレッツ会員は、善良なる管理者の注意をもってICカードを使用し管理するものとし、紛失・盗難等により他人にICカードを使用されたことによって生じた損害等について、両社は一切責任を負いません。

第4条（情報の提供） 両社が、本サービスを提供するために必要な情報（プレッツ会員の氏名、会員番号、住所、電話番号、その他JPAおよび両社所定の事項）をJPAに対して提供することを、プレッツ会員は承認するものとします。

第5条（ポイント） 1. プレッツ 会員毎の利用可能ポイントの総数（以下「ポイント残高」という。）、ポイントの増減その他ポイントに関する管理等は、JPAの管理運営するコンピュータシステム（以下「管理センター」という。）およびICカードにおいて行われるものとします。 2. ポイント残高は、原則として、第7条のポイント付与により付与されたポイント総数から第6条のポイント還元により還元したポイント総数を差し引いたポイント数とします。ただし、ポイント付与当日は、当該ポイントがポイント残高に反映されない場合があります。また、ポイント残高は両社所定のポイント数を上限とします。 3. ポイント残高を換金することは一切できません。

第6条（ポイント還元） 1. プレッツ会員は、JPA所定のプレッツ取扱標識が掲示されているプレッツ加盟店（以下「プレッツ加盟店」という。）において、商品・サービス等を購入するに際してICカードを提示のうえ、還元ポイント数およびポイント還元の申し出を行うことにより、商品・サービス等の代金金額の全部または一部の支払に充てること（以下「ポイント還元」という。）ができます。還元ポイント数がポイント残高を超えている場合、第9条のポイント残高照会の後、改めてポイント還元を行うものとします。また、商品・サービス等の代金金額を超えてポイント還元をすることはできません。 2. 前項の支払いの充当は1ポイントあたり1円とします。

第7条（ポイント付与） プレッツ会員は、プレッツ加盟店において、ICカードを提示のうえでポイント付与の申し出を行うことにより、以下の各号に定めるポイントの付与を受けること（以下「ポイント付与」という。）ができます。但し、一部のプレッツ加盟店においては、ポイント付与を受けられない場合があります。 (1)購入する商品・サービス等（ただし、プレッツ加盟店所定のものは除きます。）の代金金額（消費税その他所定の費用を除く）に応じて提供されるポイント (2)プレッツ加盟店所定の方法により提供されるポイント (3)プレッツ加盟店所定の方法により、生年月日、性別等のプレッツ会員の属性情報に関連して提供されるポイント

第8条（ポイント取引の申し出、ポイント増減等の確認） 1. プレッツ会員は、現金払い、クレジットカード・デビットカード払い、電子マネー・ギフトカードの使用、その他当該プレッツ加盟店において利用可能なすべての支払い方法において、ポイント還元またはポイント付与（以下併せて「ポイント取引」という。）を受けることができます。ただし、割引券、優待券、引換券、招待券その他のサービスとは原則として併用できません。 2. プレッツ会員は、商品・サービス等を購入するに際して、ポイント取引を希望する場合、必ず、商品・サービス等の購入代金の支払い前にその旨を申し出るものとします。事前の申し出がない場合、ポイント取引を行うことはできません。 3. ポイント取引が行なわれた場合、プレッツ加盟店からポイント増減等の内容が記載されたレシート（以下「ポイントレシート」という。）が交付されます。プレッツ会員は、ポイントレシートによりポイント増減等の内容を確認するものとします。ただし、ポイントレシート記載のポイント残高については、当日に付与されたポイントその他両社所定のポイントが反映されていない場合があります。 4. プレッツ会員は、前項のポイントレシートの内容に間違いがある場合、その場で直ちに当該プレッツ加盟店にその旨を伝え、当該プレッツ加盟店との間で解決するものとします。

第9条（ポイント残高照会） プレッツ会員は、プレッツ加盟店に設置されている端末機（以下「端末機」という。）およびJPAまたは両社所定の方法によりポイント残高を確認することができます。

第10条（売買契約等解消時の処理） 1. プレッツ会員は、ポイント付与を受けた商品・サービス等の売買契約等について解除、取消し等により解消する場合、ポイントレシートとともにICカードを提示して、付与されたポイントを減ずる措置を取るものとします。ただし、ポイント残高が減るポイントに満たない場合、1ポイントあたり1円を現金にて精算するものとします。 2. プレッツ会員は、ポイント還元をした商品・サービス等の売買契約等を解除、取消し等により解消する場合、ポイント還元の日から90日以内に限り、ポイント還元を行ったプレッツ加盟店に、ICカードおよび第8条に定めるポイントレシートを提示することにより、ポイント還元の取消しを行い、還元したポイントを復元することができます。

第11条（ポイントの有効期限） ポイントの有効期限はポイント増減等の行われた最後の日から2年間とし、有効期限内にポイント増減等が行われなかった場合、ポイント残高はすべて失効するものとします。

第12条（紛失、盗難の届出） プレッツ会員は、ICカードの紛失、盗難にあった場合には、両社所定の方法によりその旨直ちに当社またはJCBに通知するものとします。当社またはJCBは、その通知を受けた後、両社所定の期間内にJPAに対し当該カードによるポイント還元取引を停止するよう要請するものとします。

第13条（他ポイント提供事業者とのポイント交換） 1. プレッツ会員は、ポイント残高の一部または全部を他のポイント提供事業者がプレッツ会員に提供する他のポイント（以下「他ポイント」という。）に交換できる場合があります。 2. プレッツ会員は、他ポイントを本サービスのポイントに交換できる場合があります。 3. 前二項のポイントの交換に関しては、両社および他のポイント提供事業者所定の方法に従うものとします。

第14条（複数枚ICカード） プレッツ会員は、両社または両社以外のものから複数枚の本サービス機能を有するICカードの貸与を受けた場合であっても、これらのICカードのポイント残高を任意の1枚のICカードのポイント残高として合算することはできません。

第15条（本サービスの利用の制限） プレッツ会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、プレッツ加盟店において本サービスの利用ができないことがあることをあらかじめ承認するものとします。 (1)ICカードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合 (2)ICカードに偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、またはその恐れがある場合 (3)プレッツ会員が本規定または会員規約等に違反した場合、またはその恐れがある場合 (4)前各号のほかプレッツ会員による本サービスの利用を当社またはJCBが不適当と認めた場合

第16条（プレッツ会員資格の喪失等） 1. 当社またはJCBは、プレッツ会員が本規定に違反した場合、またはプレッツ会員の本サービスの利用を不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく、直ちにプレッツ会員資格を喪失させることができますものとします。 2. プレッツ会員は、会員規約等に基づき会員資格を喪失した場合、本規定に基づくプレッツ会員資格も当然に喪失するものとします。 3. プレッツ会員がプレッツ会員資格を喪失した場合、ポイント残高はすべて失効するものとします。

第17条（本規定の改定等） 本規定が改定され、両社がその内容を通知した後にプレッツ会員が本サービスを利用した場合には、当該変更事項を承認したものとみなします。

第18条（準用） 本規定に定めのない事項は会員規約を準用するものとします。

(PSK01・555・20011218)